

Title	女性解放思想史上におけるメアリ・ウルストンクラフト
Sub Title	The position of Mary Wollstonecraft in the history of female emancipation
Author	白井, 厚
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.7 (1969. 7) ,p.684(22)- 714(52)
JaLC DOI	10.14991/001.19690701-0022
Abstract	
Notes	平井新教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690701-0022

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

女性解放思想史上における メアリ・ウルストンクラフト

白 井 厚

- I. 女性解放とは何か
- II. ウルストンクラフト以前の女性解放思想
 - a. ルネサンスと宗教改革
 - b. フェスロン
 - c. J.-J. ルソー
 - d. E. パーク
 - e. フランスの啓蒙思想家
 - f. フラン革命期の運動
- III. ウルストンクラフトの生い立ち
 - a. 背 景
 - b. 初 期
 - c. 「女子教育考」
- IV. “イギリスにおけるフランス革命”
 - a. R. プライス
 - b. E. パーク
 - c. 「人権の擁護」
- V. 「女性の権利擁護」
- VI. ウルストンクラフトとゴドウィン
 - a. 2人の結婚
 - b. 2人の思想比較
 - c. 「思い出」と「遺稿集」の出版
- VII. ウルストンクラフト以後の女性解放思想
 - a. ウルストンクラフトの影響
 - b. J. ベンサム
 - c. J. ミル
 - d. W. トムスン
 - e. 空想的社会主義たち
 - f. J.S. ミル
- VIII. むすび

女性解放思想史上におけるメアリ・ウルストンクラフト

ロンドンのトラファルガー・スクエアに近い国立肖像画美術館の一室には、ジェリ、ワーズワス、バイロン、コウルリッジ、スコット、ラムの肖像と並んで、メアリ・ウルストンクラフトと、その夫ウィリアム・ゴドウィン、娘メアリ・ジェリの肖像が掲げられている。ウルストンクラフトを描いたものは、ジョン・オウピイ (John Opie) の手になるもので、その理性的な美しさ、強い意志を秘めたまなざしは、見るものをとらえて放さない。ここに描かれたウルストンクラフトは、ただ美しいだけではなく、温い心と、また何よりも、優れた知性と革新的な情熱の所有者であって、彼女こそ、近代アナキズムの祖ウィリアム・ゴドウィンの妻であり、そしてみずからは、近代女性解放思想を初めて体系的に樹立したのである。

I 女性解放とは何か

それでは女性の解放とは何か？ 当然のことながら、それは人間一般の解放の中に含まれ、封建社会の中から近代的な個人が解放される過程の中で、女性の解放も同時に考えられるべきであった。だがブルジョア的な解放がただちに女性の解放を約束するはずはなく、それが意識的に取り上げられるためには、そしてそれが社会運動として実践され成果を挙げるためには、さらに多くの歳月を必要としたのである。女性を劣等視、不浄視するような宗教的、社会的な偏見は今日でも根強く残っているし、男女の肉体的、精神的差別が強調され、“女性は家庭に帰れ” 式の逆行現象は、今日むしろ広がっている場合すらあるのである。

そこで、女性の解放とは、とりあえず女性が男性と等しく近代的個人としての諸権利を獲得することだ、と定義しておこう。その権利としては、次のようなものが考えられる。

1. 法律上の権利……市民権の獲得、法の前の男女平等、特に参政権の獲得。
2. 経済上の権利……労働権。職業における男女差別の撤廃、同一労働同一賃金原則の獲得、専門技術職への進出、女性の経済的独立。
3. 教育・文化上の権利……女子教育の改善、上級学校進学、男女共学などによる能力の開発。文化の享受のみならず文化の創造に参加。

注(1) 中世ヨーロッパにおける女性観を圧倒的に支配したものは、いうまでもなくキリスト教思想であって、「旧約聖書」創世記によれば、神はアダムのあばら骨の一本から女をつくり、女はへびの誘惑に負けたために、産みの苦しみを増し、夫を慕い夫に治められることとなる。男女はその起源からして平等性を否定されているのである。また「新約聖書」においても、“男子は婦人に触れないがよい。しかし不品行に陥ることのないために、男子はそれぞれ自分の妻を持ち、婦人もそれぞれ自分の夫を持つがよい。” “私のように、ひとりでおれば、それが一番よい。しかし、もし自制することができないなら、結婚するがよい。情の燃えるよりは、結婚する方が、よいからである。” (コリント人への第一の手紙、7章) というように、結婚はやむをえざる必要悪であり、また一般に離婚することはできず、神につかえるものは独身を強制され、十戒においては、“汝姦淫するなかれ” と、男女の自由恋愛などは全面的に否定されている。

4. 自由な結婚・離婚の権利……自由恋愛、結婚の世俗化、宗教や家族制度による拘束からの解放。⁽²⁾
 こうした諸権利の獲得がただちに真の解放を意味するか否かは今日問われるところで、近代的個人としての成熟が同時に人間性の疎外を生み出すことを思わなければならない。しかし、女性にとっては、今日でも諸権利の獲得は十分でないこと、階級対立にもとづく資本主義は絶えず女性の権利を奪う傾向があることを考えれば、こうした諸権利の要求は一定の意味を持つ。こうした諸権利の要求は、まず家族制度に衝突し、政治制度にぶつかり、ついで財産制度の壁につき当って、必然的に体制変革にまで進むのである。

ウルストンクラフト以前の女性解放思想

a. ルネサンスと宗教改革

ルネサンスと宗教改革は近代精神の2大源泉であるので、その中には、人間解放の一部分として女性解放の芽が見られる。まず13世紀のイタリアに始まるルネサンスを担った人びとは、人間中心、自由、才能、美を讃え、神の美を人間の美しさに置き換えた。ボッティチェリ (Sandro Botticelli) の「ヴィーナス誕生」に見られるような女性の美の讃美は、マリア崇拜や貴婦人へのあこがれしか知らなかった中世の女性観に対して、全く新しい女性像を提示するものであった。人間を解放し、人間としての美しさや才能を讃え、自由な人格を評価する傾向は、女性においても明らかになったのである。⁽³⁾ しかしながら、ルネサンスが一部の上流特権商人や進歩的貴族の運動であったことの反映として、讃美の対象となる女性は、特殊な才能や美貌や余暇をもつエリートたちであって、彼女らが人間として解放される裏には、非人間的な女奴隷の売買が実在していた。

一方宗教改革においては、ルッター (Martin Luther) は結婚の自由を擁護し、聖職者も結婚の可能性を得るに至って、中世以来の結婚観は大きく変化した。しかしながら、宗教改革が主として農民や独立手工業者たちをその担い手とする運動であったことの反映として、ここでは逆にルネサンス的な女性の自由や美や才能は軽視され、家父長制家族が理想化され、女性は家事の担当者以上の地位を得ることができなかった。家庭の中における良妻賢母型の健康でよく働く実用的な“最高の

注(2) 近代に至るまで結婚は深い宗教的意味を持っているものとされ、たとえばキリスト教においては、1組の男女がキリストを中心とした共同生活によって神と人にと仕えるものと考えられている。男女の結合は神に由来するため、「神の合わせたものを、人は離してはならない」(マタイ伝19章6)。カトリック教会においては、トリレント総会議 (1545-63) 以来離婚は認められない。プロテスタント倫理においては、離婚禁止の強制による結婚の形骸化が反省され、例外的なものとして離婚が認められる。

(3) たとえばダンテは富裕なファルコの娘ベアトリーチェを理想化し、ペトラルカは美女ラウラに出会って詩集「カンツォニエーレ」で恋情を歌い、ボッカッチョはマリアとの恋が心を離れずその作品にはフィアメッタが登場する。ミケランジェロやラファエロは市民社会の中から女性の美を見いだした(中川一男「西洋史上に於ける女性」、歴史教育研究会編「女性史研究」1937年 所収参照)。また「デカメロン」は、聖職者の禁欲主義のはたとその偽善をあばき、性の自由への道を開いている。

召使”というプロテスタント的理想像は、その後長く一般に承認され、女性解放思想はこの堅固な家父長制度を突き破るのに長い年月を要したのである。

b. フェヌロン

ウルストンクラフト以前における女性観を代表するものとして、先ずフェヌロン (François de Salignac de la Mothe-Fénelon, 1651-1715) の「女子教育論」(Traité de l'éducation des filles, 1681年執筆, 1687年刊)を見よう。フェヌロンは17世紀古典文学の大家であると共に、カンブレールの大司教で、プロテスタントから改宗した女性の教育を担当する“新カトリック”という団体の長であった時にこの書を書いた。これは家庭における女子教育の手引きとして尊重され、ルソーの「エミール」と並んで、“フランスのアンシャン・レジーム下の、女子教育思想の二大高峰”⁽⁴⁾であって、ロラン、ランベール夫人、アベ・ドゥ・サン・ピエール、マントノン夫人などに大きな影響を与えたのである。

フェヌロンが対象としたのは、フランスの貴族や大ブルジョアジーの子女であって、彼女らは、厳格、偏狭、形式的な修道院か、または家庭において無責任な養育掛にしつけられ、本格的な教育を欠いていた。そこでフェヌロンは、女子教育が無視され慣習と母親の気まぐれに支配されていたことを強く批判し、社会は家庭の集合体であり、家庭の中心は女性であるから、女性は、強く、正しい判断力を持ち、勤勉で、宗教心に満ちていなければならない、女性に対する誤った教育は、愚かな母親、不品行な女性をつくることによって、男性における以上の大きな悪を生む、と主張する。

彼の女性教育原理は、画一的な規則や罰によって子供を抑圧することなく、自然に親しませ、良い模範、キリスト教の物語などによって子供の自然性を助長することである。そして、無気力、臆病、嫉妬、おしゃべり、策略、虚栄心などの女性の欠点を指摘、女性の仕事は、子供の教育、使用人の監督、家計の維持であり、女性の学問教育は、そのためのものに限定されなければならないという。すなわち、家政経済、清潔、文法、算数、裁判、歴史、ラテン語、音楽、絵画……。こうして彼の理想の女性像は、夫に信頼され、夫と子供に尽し、家事や農業において労働し、取り引きをし、使用人に心をくばり、貧しい人たちにも心をくばり、力と美しさと知恵を兼ね備え、神をおそれる女性なのである。

このようなフェヌロンの女性像は、女子教育の強調、自然性を重視した新しい教育技術、女性の才覚や労働の重視という点において、旧来の女性観より格段の進歩を示し、近代的な女性教育の一応の出発点となりえたといえよう。だがそれはしよせん上・中流階級のキリスト教道徳にもとづく

注(4) フェヌロン、志村鏡一郎訳「女子教育論」(世界教育学選集, 1960年)、訳者解説 165ページ。

(5) 17世紀後半から18世紀にかけては、上流階級(貴族や大ブルジョア)の女性が社交界に進出し、précheuse (才女ぶる女性)やfemme savante (女学者)が軽薄な虚栄心を満たしていた。フェヌロンはこうした女性の欠点を的確に指摘し、堅実な女性像を求めたのであって、その結果は、使用人をつかみみずからも労働する“中堅ブルジョア階級の理想的女性像”となり、そのために、フェヌロンの女性論は長い生命を持ち得たといえる。

良妻賢母主義であって、女性解放というような視点はほとんど存在しない。教育内容も、家庭を破壊することがないように厳しく限定され、家政を重視して、柔弱な音楽や街の娯楽を遠ざけ、身分、分際を守って、沈黙、質素、服従を強調するものであって、そこには権利意識が生まれる余地はなかった。

c. J.-J. ルソー

ウルストンクラフト以前の女性教育に最も大きな影響力を持ち、かつ彼女が当時における男尊女卑の思想として攻撃の対象としたのは、ルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712—1778) であった。

ルソーは、周知のようにフランス革命に対して最大の影響を与えた啓蒙思想家であって、自由、平等、契約というような彼によって強調された思想は、女性解放思想の上にも大きな影響をもたらした。だが、彼自身は決して男女の平等を考えたのではなく、むしろ女性の男性に対する従属性を強調したのである。元来平等を主張するはずの啓蒙思想の中におけるこのようなパラドックスは、ルソーの思想が持つ複雑さ、そのフランス的特質を示すと共に、女性解放思想を生み出すことがいかに困難であるかを物語るといえよう。

ルソーの女性観は、教育論として著名な「エミール」(*Émile, ou de l'éducation*) 第5篇の中に現われる。成長したエミールの配偶者ソフィーの教育に関連して、ルソーは彼の女性観を展開し、次のように言う。“女は、とくに男性の気に入るように作られている。”⁽⁷⁾ “女子教育はすべて、男性に関連したものでなければならない。男性の気に入ること、その役に立つこと、男性から愛され、尊敬されること、男性が幼い時には養育し、大きくなれば世話をやくこと、彼らに助言を与えること、彼らを慰めること、彼らのために、生活を楽しく、快いものにしてやること、こういうことが、あらゆる時代を通じて女性の義務であり、また、女性に小さい時から教えこまなければならないことである。”⁽⁸⁾ “女性が、夫に対しては服従し、貞節を守るべきことと、子供に対しては情愛を注ぎ、心づかいをすべきこととは、女性の条件から生まれるきわめて自然な、またきわめて明瞭な結果である。”⁽⁹⁾ すなわち、女性の従属、忍従、男性に対する奉仕、家事と育児への専念。

彼の“男女不平等起源論”は、女性の肉体が弱いということにもとづく。“一方は能動的で強く、他方は受動的で弱くなければならない。必然的に、一方は意志と力を持たなければならず、他方はわずかに抵抗すればそれで十分である。”⁽¹⁰⁾ “男は、その欲望によって女に依存している。女は、その欲望によっても、またその必要によっても、男に依存している。われわれは女なしでも生きてゆけるだろうが、女はわれわれなしでは生きてゆけまい。”⁽¹¹⁾ すなわち、女性は生活全体を男性に負って

注(6) Mary Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman*, in Everyman's Library, pp. 86-102.

(7) J.-J. Rousseau, *Émile, ou de l'éducation*, dans Collection, “Trésors de l'humanisme,” tome II, Éditions Athéna, p. 128. 平岡 昇訳「エミール」, 世界の大思想 17, 404 ページ。

(8) *Ibid.*, p. 136. 前掲訳 412 ページ。

(9) *Ibid.*, p. 160. 前掲訳 435 ページ。

(10) *Ibid.*, p. 128. 前掲訳 404 ページ。

(11) *Ibid.*, p. 135. 前掲訳 412 ページ。

いるのだから、女性は従属すべき性であり、私有財産を持ち有能で強力な男性に従いその意になうことが有利なのだということになる。“女性の第一の、そして最も大切な美点は、温順ということだ。男性という不完全な存在、しばしば、悪徳だらけで、いつも欠点だらけの存在に服従するように生まれついている女性は、早くから、不正をさえ忍び、夫の無理無体を不平も言わずに我慢することを、早くから学ばなければならない。”⁽¹²⁾

封建思想とは違って、ルソーの体系は自由・平等・独立の個人から出発したはずなのに、なぜ女性はルソーによってもこのように男性に服従しなければならないのか？ もちろんルソーは、女性に全くの無権利状態を強いたものではなく、女性の教育（自然教育）を重視したし、男女の自然的不平等は男女の特性の差異であって、男女はたがいに服従し、たがいの価値を判定するという相互的な権利を認めていた。“性に関係のないすべての点では、女は男と同じである。”⁽¹³⁾ “女性は、男性と平等な地位を保ち、男性に服従しながら男性を支配しているのだ。”⁽¹⁴⁾ ルソーが女性の役割を家庭内に限定したことも、当時の上流階級、特権階級の女性がしばしば社交界で嬌態に長ずることに熱心であり、また流行や虚飾に夢中であったことへの批判としての意味もあるであろう。だが重要なことは、ルソーは小ブルジョア的、農民的立場に立っていたので、資本主義の発展に対抗して彼が守ろうとする小生産者的、農民的社會体制自体が、男性を家長とする家父長制の上に築かれていたことである。⁽¹⁵⁾ そこでは、封建的服従関係が消滅したのちにおいても、依然として家庭内における服従関係が存在していた。自由・平等・独立の市民像は小生産者としての家長にのみあてはまり、独立した生産者でない女子は、男性のための存在で、男性を楽しませこれに服従すべき運命を持ち、女性の教育はすべて男性の要求に合うようになされなければならなかったのである。そこで、裁縫、画、勘定、策略の才、異性についての研究などが女性教育の主眼となり、精密科学や物理学や思弁的学問は女性には向かないとされ、徹底した男女の別教育が主張された。こうして自由な社会契約を主張したルソーにおいてすらも、女性の自由、諸権利の拡張、家庭からの解放、結婚の近代化などの

注(12) *Ibid.*, p. 142. 前掲訳 419 ページ。

(13) *Ibid.*, p. 127. 前掲訳 403 ページ。

(14) *Ibid.*, p. 144. 前掲訳 421 ページ。

(15) この点について分析を加えたのは水田珠枝さんで、水田さんによれば、“ルソー的小生産者は、「国家」にたいしては個人としてあらわれるが、その内容をみると、家長を頂点とする小宇宙であって、家長の監督下に、統一した生産活動が、秩序ある家庭生活がいとまれ、家長の所有する私有財産が維持され、相続されているのである。……経営に関しては、たとえ家族が平等な夫婦を中心に構成されるとしても、二つの権力の存在は許されず、妻が夫より肉体的に劣等であればその事実だけで、経営の実権は夫の手にゆだねられる。”(水田珠枝「近代思想における女性の従属——ルソーとバークを中心に——」『歴史学研究』第255号、6ページ)。“小生産者層の崩壊を阻止しようとして、ルソーは、かれらからなる理想社会を想定し、この社会を維持するために、市民には一般意志=法による拘束を、家族員には家父長的権威(権威?—引用者)による統制を、個人には理性、良心による自己規制を要求する”(同7ページ)。そして家父長的権威に対する女性の従属は、封建社会のみならず近代社会の産物でもあり、女性の従属はブルジョア思想そのもののなかに存在するため、“ルソーにおける家父長的権威への女性の従属は、こうしたかれのブルジョア的側面と没落小市民の側面とが二重にうつしだされているのである”(同8ページ)。

視点は全くなく、ルソー的女性観を打破するために、ウルストンクラフトは文字通り孤軍奮闘しなければならなかった。ルソー的な家父長制擁護の伝統は、驚くべきことにアナキストであるブルドンにも及ぶのである。

d. E. バーク

ウルストンクラフトの時代における女性観のもう一つの典型は、バーク (Edmund Burke, 1729-1798) であった。彼は、貴族との妥協によって支配体勢を維持しているイギリスの大ブルジョア階級のイデオログであって、このような上流階級こそが国の道徳と政治の担い手たるべきものであり、この階級は、伝統、教養、財産によって国に奉仕し、また公共の利益に関心を持つように育てられて、国民を指導する任務があると考えていた。従ってバークにおける理想の女性像は、ルソーの場合と違って、このような上流階級の女性である。彼女らは、生産からは完全に切り離され、家庭の妻としては家事すらも使用人にゆだね、夫に全面的に依存して、夫にやすらぎの場としての家庭を整え、また私有財産を受け継ぐべき相続人を生むことを任務とする。そして外部に対しては、社交界の貴婦人として、男性の社交にいろいろと与える役目を果たさなければならない。この場合も、イギリスの貴族たちは学問に強い興味を持たなかった⁽¹⁶⁾ので、フランスのサロンにおける女主人のような学問的、思想的積極性を示すことは期待されていない。バークの「崇高と美の観念の起源にかんする哲学的研究」(A Philosophical Enquiry into the Origin of our Ideas of the Sublime and Beautiful, 1757) によれば、理性、徳性、強さなどは邪魔であり、もっぱら感覚的な繊細さや優美さが、男性に快楽を与えるものとして彼の理想となったのである。彼の女性像は、男性のための女性という点ではルソーと共通であるが、ルソー的小生産者に対立する上流家庭の成員であった。バークはルソーに対し、彼は愛情の中から高尚な趣味や優雅なものをすべて貴族的偏見として捨て、愛情を露骨な情念に吞み込ませたと非難したのである。

e. フランスの啓蒙思想家

以上のように、ルネサンスと宗教改革を契機として女性解放思想の芽が生まれ、フェヌロン以降

注(16) 女性は家庭にあって男性たる夫に服従しなければならないという考え方は、啓蒙思想やブルジョア革命の段階においても極めて根強いものであって、たとえばイギリスにおいてロック(John Locke)は、自由・平等・独立の個人が同意によって形成する社会を想定しながらも、男女同権とは考えず、有能で強力で私有財産を持つ男性が夫婦の間で命令権を持つことを認めていたし、イギリス法の最高権威であったブラックストン(William Blackstone)の「イギリス法註解」(Commentaries on the Laws of England, 1765-9)は、結婚によって夫婦は法律上一人格となり、夫は妻に生活必需品支給義務を負い、かわりに妻は法律上の人格を失うとしている。すなわち妻の結婚前の財産や結婚期間中に得た財産はすべて夫の所有であり、妻は遺言や訴訟の権利がないのであって、しかもブラックストンは、これによって女性の権利が守られると考えていた。ジョンソン(Samuel Johnson)博士は皮肉にも、“自然は女性に多くの力を与えたから、法律は賢明にも女性にわずかの力しか与えなかった”と言っている。

(17) 例外的なものが Bluestocking と呼ばれた団体で、1750 年ごろに、Elizabeth Vesey, Elizabeth Montagu, Hannah More, Elizabeth Carter などロンドンの社交夫人たちが、文芸談話会を行なった。それをまねたのが、1911 年(明治 44 年)に平塚雷鳥、野上弥生子、田村俊子、伊藤野枝、吉屋信子、与謝野晶子、岡田八千代などによってつくられた日本最初の組織的な女性解放運動の団体“青鞿社”である。

女性教育の重要性がようやく認識されるに至ったとはいえ、ルソー、バークを含め三人の女性観に共通することは、いずれも女性における独立の価値を認めず、家父長制のもとで男性の要求にこたえるための存在と考え、そのための教育を強調したことである。フェヌロンにおける上流家庭の良妻賢母も、ルソーにおける小生産者家族内の女性も、バークにおける社交界の貴婦人も、結局は男性の多様な欲望を満たすための多様な存在にすぎなかった。男女が真に同権となり解放されるためには、女性がまず家父長的支配から脱し、男性と平等でしかも独自の価値を理性的に追求する姿勢が示されなければならない。これを初めて体系的に展開したのがウルストンクラフトであるが、元来平等な個人から出発する啓蒙思想家の中には、特に理論の純粋性を重んじたフランスにおいて、その一步を踏み出す人が少数ながら現われていた。

美しく才気に富む妻とパリでサロンを開いたエルヴェシユス (Claude Adrien Helvétius, 1715-1771) は、ロック哲学の影響を受け、著書「精神論」(De l'esprit, 1758)において、精神は教育と経験によって創られ才能の不平等はその結果であると述べて、女子教育の改善を訴え、ウルストンクラフトの先駆となった。⁽¹⁸⁾ ついでこの問題の重要性を理解した唯物論者ドルバック (Paul Henri Dietrich D'Holbach, 1723-1789) は、著書「社会の体系」(Système social, 1773)の“女性論”と題する章において、女性に対する男性の扱い、女子教育のつまらなさ、愛なき結婚のみじめな運命、働く女性の危険な状態などを非難し、女性に対する深い尊敬を示した。ウルストンクラフトは、おそらくこの書を読んでいただことであろう。

さらにフランス革命の渦中においては、1791 年憲法においてすべての市民に平等な公教育を行なうべきことが規定され、それを受けてタレイラン(Charles-Maurice de Talleyrand-Périgord, 1754-1838)が、同年立憲議会に「公教育に関する計画」を報告、教育は男女共に行なわれるべきことを主張した。だが彼は、女性を政治から排除することが男女双方にとって幸福であるとして、女子は 8 歳まで男女共学で学んだのちは家庭にもどることにし、上級学校に進むことを拒んだのである。ウルストンクラフトに「女性の権利擁護」を書かせた直接のきっかけは、タレイランのこの報告であって、彼女は自著をタレイランに捧げ、彼を革命の基本原則を貫かなかったと批判して、完全な男女同権を主張することとなる。

ついで、エルヴェシユスの影響を受けた数学者コンドルセ (Marie-Jean-Antoine Nicolas de Caritat Condorcet, 1743-1794) は、1790 年に女性参政権を男性として最初に要求、公教育一般組織に関する報告と法案 (Rapport et plan de décret sur l'organisation générale de l'instruction publique) を 1792 年に立憲議会に提出、公教育に関する社会の責任、権利の平等を強調し、公教育の制度は男女同じで

注(18) “エルヴェシユスの女性のための訴えは、同国人によってほとんど無視されたけれども、彼の急進的な思想はゴドウィンの妻メアリ・ウルストンクラフトによって拡充され、ベンサムおよびたいていの功利主義者によって支持された。” Ian Cumming, *Helvétius, His Life and Place in the History of Educational Thought*, 1955, p. 157. ただし、功利主義系的女性解放思想とウルストンクラフトとの差に注意。

なければならないと勇敢に発言した。特に女性にも自然科学の研究が許されるべきだと述べ、タレイランの限界を破ったのである。コンドルセの妻ソフィは、彼より22歳も若く、美しい顔立ちと姿、頭脳に加えて、文学、哲学の教養も深く、サロンを主催し、著作を発表し、コンドルセに「人間精神進歩の史的素描」(*Esquisse d'un tableau historique des progrès de l'esprit humain*)を執筆させ、また夫の死後は夫の全集の刊行に尽したほどの才女であって、このような女性が身近かに存在したことが、彼の女性観に大きく影響したことであろう。

だが、コンドルセがなぜ女子教育を重要視したかを考えてみると、渡辺 誠氏は、(1)自然の教師として子供を育て得るため、(2)夫のよき伴侶として、かつは平等な人間として、夫の職務を理解し、これに協力することのできるため、(3)夫がすでに修得した教養をさらに発達させようとする熱情を消失せしめないのみでなく、かえってこれをいやが上にも燃え上らしめるため、(4)男女は教育に対して平等なる権利を有するという正義のため、という4点を数え、「したがって教育を受ける権利においては、もとより男女平等を容認しているが、教育の目的からいえば、男子の伴侶という良妻賢母主義に立っているものと考えてよいであろう⁽¹⁹⁾」と述べている。すなわち自然権による平等主義と良妻賢母主義の二面が見られるのであって、良妻賢母主義を完全に清算するためには、やはりみづから女性であるウルストンクラフトの登場をまたなければならなかった。

f. フランス革命期の運動

こうした思想における女性観の進歩と共に、フランスにおいては現実に女性の果たす社会的役割が増大したということを見る必要がある。その一つのきっかけはサロンであって、革命以前においては、デュ・デファン (du Deffand) 夫人、レスピナス (L'Espinasse) 嬢、デビネ (d'Épinay) 夫人などの貴婦人がサロンを主宰し、啓蒙思想家たちはそこに集まって政治や文化を論じた。サロンの主宰者は、貴族からしだいにジョフラン (Geoffrin) 夫人のように上層ブルジョアジーに移っても、地位も財産もあるエリート女性で、民衆とは無縁である。だが彼女らは、封建制度や家族制度を批判して性の解放への道を開いたし、啓蒙思想家たちに対する影響力は大きく、彼女らの魅力が啓蒙思想において女性の地位を向上させるための一つの柱となっていたと思われる⁽²⁰⁾。

上流階級における女性の地位向上と並んで、労働者および小市民階級においても女性の進出が見られた。アンシアン・レジームの重圧を受けていたこれら下層の女性たちは、フランス革命の勃発と共に街頭に進出し、革命の主体が下降するにに応じて革命を支える戦力の中に参加していった。たとえば1789年のヴェルサイユ行進に至る運動において、指導的な役割を果たしたのはこうした女

注(19) 渡辺 誠「コンドルセ——フランス革命教育史——」岩波新書、1949年、112ページ。

(20) “サロンは一種の宮廷の雛形である。これを主宰するのは女性で、しかも、多く年とって貴族をつけた貴婦人である。そこにはエティケットによって守られた厳然たる規律があって会衆たる以上はこれに服従せねばならず、サロン運営の巧拙はひとえに主婦 *la maîtresse de maison* たるものの権威と手腕とにかかっていた。……奥のところで、各サロンには女主人御氣に入りの常連があって、その内の有力者がサロンの性格を決定付ける。”松平吉光「フランス啓蒙思想の研究」昭和33年、50-51ページ。

性たちだったのである。⁽²¹⁾

このような女性の権利要求は、平等思想を明確にした1789年の「人間と市民の権利宣言」(*Déclaration des droits de l'homme et du citoyen*)によってさらに影響を受け、同年10月28日にパリにおいて多くの女性が国民議会に対して政治上の男女同権を建議、特に雄弁家、即興詩人として民衆に支持されていたオランブ・ドゥ・グージュ (Olympe de Gouges) は17条からなる「女性の権利宣言」(*Déclaration des droits de la femme*)を皇后マリ・アントワネットに奉呈、「人間と市民の権利宣言」が女性を無視し片手落ちであることを批判、国法は国民全体の意志の現われであるべきとして、女性の参政権、公職や特権への参加権を主張した⁽²²⁾。これは最初的女性参政権要求である。また女性の政治的な集会も盛んで、共和的革命的な女性協会 (*Société des femmes républicaines et révolutionnaires*) や 憲法の友 (*Amies de la constitution*) などがあり、グージュ、ロラン (Roland) 夫人、ローズ・ラコンブ (Rose Lacombe)、ロベール・ケラリオ (Robert née Kéralio) 夫人などが活躍し、ケラリオ夫人は女権擁護のための最初的女性新聞を発刊、また女優のラコンブは特に労働する女性の利益を主張して、労働運動における女性解放運動の先駆者となった。組織的な女性解放運動はここに始まると考えられる。だがこうした運動は、アナキスティックな性格を持ち過激派 (Enragés) に加わるものもあったため⁽²³⁾、ロベスピエールによって嫌悪され、コンドルセの声援を得ただけで、国民議会はあらゆる婦人団体を弾圧し、グージュもロランも断頭台の露と消え、1793年10月30日には、一切の婦人団体は解散を命ぜられることとなった。グージュは言う、「女性は断頭台にのぼる権利を持つがゆえに、議政壇上にのぼる権利をもっているのだ。」

注(21) “この時までには、女たちが加わりはじめていた。パンの危機は、とりわけ女たち自身のものであり、この時以後、運動において指導的役割を演じたのは、男たちよりもむしろ女たちであった。9月16日に、アルディは、女たちがシャイヨーで穀物を積んだ五台の荷馬車を止め、それらをパリ市役所へつれてきた、と記録している。17日の正午には、市役所はパン屋のふるまいについて不平を訴える怒った女たちに包囲された。女たちは、市長バイイと市会とに会見した。「これらの女たちは傲然といひ放った〔とアルディは書いている〕、男たちはこの点についてはなに一つわかっていない。だからわたしたちが、問題に口を出そうとするのだ、と」。翌日、市役所はふたたび包囲され、約束がなされた。その日の夕刻、アルディは、女たちが、トロワ・マリー広場で、荷馬車一台分の穀物を強奪し、それをその場所の地区本部まで護送するのを見た。……10月4日の日曜日には、「中流の」婦人たちの群が、バレー・ロワイヤルに見られた。30代なかばの、「その身なりから、中流以上の階級の女とわかる」一婦人が、集まった人びとに向かって演説をした。そこでは、翌日ヴェルサイユへ行くことが語られた。こうして10月の蜂起がはじまった。…10月5日の朝、反乱は中央市場とフォブール・サン・タントワヌとで、同時に起こった。どちらの場合にも、女たちが指導的分子であった。そして、多数の、またさまざまな話からすると、それに続いた行動には、あらゆる階級の女たちが——市場の魚売り女や露店を出す女、〈フォブール〉の婦人労働者、粋な服装をしたブルジョア女も、「帽子をかぶった女」も——参加したように思われる。”George Rudé, *The Crowd in the French Revolution*, 1959. 前川・野口・服部訳、98-104ページ。

“ジャンヌ・ダルクやジャンヌ・ドゥ・モンフォールやジャンヌ・アシェットの国では、女傑の名をいくらかでも挙げることができる。パステューにも一人の女丈夫がいた。……女性たちこそわが大革命の前衛に立ったのである。”Jules Michelet, *Les femmes de la révolution*, 1854. 山下正太郎訳、「世界の人間像」26, 4ページ。

(22) 彼女は別に「女性の権利」(*Les droits de la femme*, 1791?)を書いたといわれる。

(23) Cf. George Woodcock, *Anarchism, a history of libertarian ideas and movements*, 1962, p. 54. 拙訳 I, 69ページ。

III ウルストンクラフトの生い立ち

a. 背景

ウルストンクラフトの女性解放思想を考える場合には、第1にこのようなフランスを中心とした女性解放思想や運動の進展、第2にイギリスにおける産業革命の進行、第3にイギリスにおける急進主義の成長、そして第4に彼女の個人的な体験を考えることが必要である。

女性はすでに農業や家内工業や小売商において仕事をしていたが、産業革命、農業革命の進行と共に中産階級の没落、労働貧民の増大が現われ“18世紀の最後の数十年間の第一段階において、紡績が小屋から工場へ急速に移転し、農村地帯の女子供と手織工の家族の補助的な収入をすっかり奪ってしまった。新しい工場の近くに住む女と子供は仕事を求めて家庭の外に駆り出され、またその地方の児童労働力を補充するために遠隔の地から救恤民の児童が移入された。”⁽²⁴⁾そして機械制大工業が広まるにつれ、特に紡績・織物工業などでは賃金の安い女子・児童が大量に労働市場に進出し、19世紀には女子は全労働者の過半数をしめるに至った。それは女性の活動分野の拡大であると同時に、女性に苛酷な労働条件を課し、家庭を解体し、児童の健康や教育に極めて有害な影響を与えたことはいままでもない。ウルストンクラフトの女性解放思想は、直接には没落しつつある中産階級の女性を中心に考えられたものであるが、家庭の幸福を守ろうとすると共に、こうした女性の活動をさらに進めて、男子と同じ経済的独立性を獲得しようとしたところにその大きな特徴がある。彼女の思想は、約30年後にはトムソンによって受けつがれ、労働階級の問題としてとり上げられるに至った。

このような大きな社会変化に応じて、イギリスにおいては急進主義がさまざまなかたちで展開した。⁽²⁵⁾その源はすでに清教徒革命当時のレヴェラーズ、ディガーズによる議会改革、選挙法改正要求に見られ、ロック・ヒューム・ベンサムに至るブルジョア急進主義が常に貴族との妥協を繰り返したのに対して、ウィルクス・プリーストリ・プライス・ペインという小ブルジョア急進主義の承譜は、民主主義の要求をさらに徹底化した。その場合議会改革は、ブルジョア的改良路線と小ブルジョア的急進路線のいわば共通項であって、それだけに大きな力を持ち、数度の選挙法改正を実現したのであるが、特に小ブルジョア急進主義は、自由、平等、自然権、抵抗権、民主主義、理性などを強く主張して、男女同権思想のための理論的素地を形成していたのである。

b. 初期

彼女がゴドウィンとめぐり合うまでの37年間の生活は、困窮と不幸の連続であった。彼女の家

注(24) G. D. H. Cole, *A Short History of the British Working-Class Movement 1789-1947*, 1948. p. 17-18, 林・河上・嘉治訳, I, 27 ページ。

(25) 急進主義のさまざまな型については、拙著「ウィリアム・ゴドウィン研究」, 1964年。田参照。

は没落した中産階級で、祖父は相当な織布業者であったようだが、父は農業経営に従事、大酒飲みで財産を失い、家庭においては腕力によって家族を制圧しようとする暴君であった。彼女は幼い時からこのような父親に反抗し、また父親の理不尽な暴力に対して有効な反撃を加え得ない母親をいかにもふがいないと感じたという。女の遊びをせず常に男と共に遊ぶという気性の勝った娘であって、このような性格と、男性である父親の不合理な専制支配に対する怒り、そして女性である母親の無力に対する不満が、後の女性解放思想を展開する下地となっている。

彼女は十分な学校教育を受けなかったけれども、隣家のクレア (Clare) 牧師から詩歌などの教養を与えられ、また二つ年上の親友ファニー (Fanny Blood) を得て、その才能から多くの影響を受けた。そして21歳の時には、教育の実践をしようという念願を果たして学校を経営、初めは失敗したものの、やがて成功して教育者としての天分を示している。父親は荒んだ家庭と共に転々と居を変えたため、彼女は2人の妹と共に自活を試み、こうして家庭教師や学校経営や翻訳などによって生活の資を得なければならなかったけれども、このような体験を通じて、彼女はさまざまな階級の家庭や社会生活における女性の地位に関して深い観察を加えることができ、またその優れた素質と異常な努力によって、やがて頭角を現わすこととなる。

このような彼女の個人的体験と共に、彼女をめぐる知的雰囲気には興味深いものがある。彼女は幸いにも急進的出版社主ジョンソン (Joseph Johnson) 氏の知遇を得て文筆を職業とする最初的女性となり、ジョンソン書店の機関誌に書評を書いたり翻訳を行ったりした。同書店を通じて、詩人のブレイク (William Blake)、急進思想家ペイン (Thomas Paine)、画家フゼリ (Henry Fuseli)、会計検査官アンダースン (George Anderson)、数学者ボニycastle (John Bonycastle)、化学者プリーストリ (Joseph Priestley)、バーグ (Burgh) 夫人、ヒューレット (John Hewlett) 師など、当時の代表的な急進的知識人や英文学のジョンソン (Samuel Johnson) 博士と接触、フランス革命前夜の啓蒙思想を深く呼吸することができた。そうした中で彼女に最も大きな影響を与えたのは、ユニテリアン派の牧師プライス博士であって、この信望のある高潔な人格者の指導によって、彼女の信仰は合理神学に傾いたようである。

c. 「女子教育考」

「人権の擁護」に至るまでに、彼女はジョンソン書店から「女子教育考」(*Thoughts on the Education of Daughters: with Reflections on Female Conduct, in the more important Duties of Life*, 1787)、小説「メアリ」(*Mary, a Fiction*, 1788)、翻訳「宗教的見解の重要性について」(*Of the Importance of Religious Opinions*, translated from the French of Mr. Necker 1788)、物語「実生活実話集」(*Original Stories from Real Life: with Conversations, Calculated to Regulate the Affections, and Form the Mind to Truth and Goodness*, 1788)、翻訳「道德要綱」(*Elements of Morality: For the Use of Children: with an Introductory Address to Parents and Fifty Copperplates*, translated from the German of the Rev. C. G. Salzmann, 1790)

などを発表しており、その中で、女性解放思想史において特に興味深いのは、処女作「女子教育考」である。

ウルストンクラフトが学校経営に苦慮していた時、ヒューレット師は資金を得るために著述をするよう勧めていたが、親友ファニの両親がアイルランドに渡航する費用を得るために、彼女はこの処女作の公刊を決意した。これは、彼女のそれまでの学校経営や家庭教師などにおける体験をもとにした評論集であって、子供部屋、道德のしつけ、表面的な教養、不自然な態度、服装、美術、読書、寄宿学校、気性、当世風に教育され財産を与えられなかった女性の不幸な状態、恋愛、結婚生活、思いつくままに、失望から生まれる利益、召使のあつかいについて、日曜日の遵守、動揺する原理の不幸さ、仁愛、トランプ遊び、劇場、公共の場所、という小論文から成る。28歳の時の著作であるから、構成は特にすぐれたものとはいえないけれども、これには後の「女性の権利擁護」の思想が萌芽的に現われていることと、発行が1787年で、タレイランやコンドルセ以前に現われた女子教育論という点が重要である。

この書においてウルストンクラフトは、理性による教育というロックの理論から出発し、誤った教育によって理性の発達にゆがめられ、しかも女性は男性のように成長するにつれて理性を用いる機会に十分恵まれないために男性との差が生まれ、女性の不幸な状態が生まれると主張した。⁽²⁷⁾ 彼女はさらに健全な体格や個性を主張、「残されているわずかな職業も、今や次第に男性の手に収められつつあり、しかもそれらは確かに非常に尊敬すべきものではない」と女性の職業問題を取り上げ、「尊敬によって支えられていない恋愛はやがて消滅するか、墮落するにちがいない」と主張している。⁽²⁸⁾ 当時の女性の置かれた状態を鋭く批判、女性の教育を重視し、家庭環境の改善、経済的独立などを説いたこの書は、未熟とはいえ女性教育史において注目すべき書といえるだろう。

この書は出版としては成功しなかったが、次に親友ファニをモデルにした小説「メアリ」と、母に死別した二少女に対する家庭教育の物語である「実生活実話集」を発表、特に後者は、やはり理性による教育を強調したもので、2版以後に詩人のブレイクが銅版画による挿絵を加えたこともあって、比較的成功をおさめた。

注(26) “彼女の書は、彼女が女性の状態に満足していなかったけれども、まだ彼女の批判を明確にしたり、男性女性共に持っている基本的人権にその由来を求めたりはしなかった。メアリはすでに、彼女を有名にする著述のために豊富な材料を持っていたが、まだ理論を持っていなかった。” R. M. Wardle, *Mary Wollstonecraft, A Critical Biography*, 1951, pp. 49-50.

(27) “理性にたいするこのような強調は……18世紀後半のイギリスにおける没落小市民の立場と女性の立場とが、二重にうつしだされているのである。……ブルジョワ的理性がブルジョワ的生活規範の確認の役割を果たしたにすぎなかったのにたいし、小市民的理性は、小市民的的生活規範の確認をこえて、ブルジョワ社会批判の武器にさえる。ゴドウィンの理性による説得を通じての社会改革という思想が、その典型であろう。このような、理性が人間を解放するという小市民的理論（現実と観念との倒錯）は、現実のなかに解放の展望をもたない点で小市民とおなじ立場におかれていた女性にとって、おおきな魅力となった。” 水田珠枝「メアリ・ウルストンクラフトの初期の思想」、市邨学園短期大学開学記念論叢、1965年、424-5 ページ。

(28) M. Wollstonecraft, *Thoughts on the Education of Daughters*, 1787, p. 73. (29) *Ibid.*, p. 83.

IV “イギリスにおけるフランス革命”

a. R. プライス

「女子教育考」が出版されて2年後、世界史は、大きな転換——フランス革命——を経験した。ヨーロッパ最大の専制君主政体の崩壊は、その激しさのゆえに、またこの革命を押し進めた精神の支柱が、デカルトの合理主義以来、人類進歩の理想を追って花と咲き乱れた啓蒙思想であったがゆえに、これはドウヴァ海峡を越えてイギリスにも大きな衝撃を波及させた。この革命の受けとめ方はさまざまであって、革命の評価をめぐる激しい論戦が続き、急進的な団体が組織され、産業革命の結果として労働運動が生まれ、社会主義、共産主義、アナキズム、ロマン主義などの思想が展開され、急進主義に対して政府は激しい弾圧を加えた。ウルストンクラフトが一躍論壇に登場したのは、“イギリスにおけるフランス革命”と呼ばれるこの興味深い時代⁽³⁰⁾においてなのである。

この時代の口火を切ったのは、ウルストンクラフトに最も大きな影響を与えたプライス (Richard Price, 1723-91) 神学博士であった。彼は非常に多面的な活躍をした人で、まず処女作「道德主要問題評論」(*A Review of the Principal Questions in Morals*, 1757) において、ヒュームの経験論を批判してカントの倫理学の先駆をなし、「市民的自由の性質の考察」(*Observations on the Nature of Civil Liberty, the Principles of Government, and the Justice and Policy of the War with America*, 1776) において、ロック主義の立場から、自然権、人民主権、市民的自由、抵抗権、アメリカの独立を主張、アメリカに対するイギリスの抑圧政策を攻撃して、小市民的急進主義の一典型をなした。また経済論としては、独立小生産者擁護の立場から、資本主義の発展、特に囲い込み運動に反対し、土地独占、商工業や大都市による反自然的な奢侈、悪徳、貧困、圧制の増大がイギリスの人口を減少させたと主張している。この論に対しては、大農主義者として農業革命のイデオログであったヤング (Arthur. Young) が人口増加論をもって反撃し、有名な人口論争が展開された。プライスはさらに、財政問題、国債問題、生命保険、老齢年金などにも関心を持ち、ヒューム、プリーストリ、フランクリン、シェルバーン卿などとも交わり、急進的な思想家、宗教家の間に高い名声を得ていた。

ウルストンクラフトは、Newington Green において学校を営んでいた時に、その地の教会へ通い、当時すでに60歳で円熟期に達していたプライスの説教に耳を傾けた。彼女は国教徒として育ったのだが、プライスを中心とした人たちと交わり、彼らの人生観に影響され、プライスは彼女の聡明さを愛して、文学、倫理、政治、数学などについて語り、実験室の望遠鏡、顕微鏡、電気機械などを示して彼女の知識を広げた。⁽³¹⁾ 政治論においても、彼女はプライスから既成秩序に対する

注(30) プレイルスフッドによれば、これはプライスの講演からシェリの「ヘラス」(Hellas)に至る22年間である。H. N. Brailsford, *Shelley, Godwin, and their Circle*, p. 7. この時期の社会運動については、G. D. H. Cole, *A Short History of the British Working-Class Movement 1789-1947*, Chap. 3.

(31) R. M. Wardle, *op. cit.*, p. 35.

批判を学び、これがおそらく彼女の後の急進的理論を形成する下地となったであろう。彼女が親友ファニの病気のためリスボンへ渡航した時には、プライスはその費用を用立てたといわれる。

プライスは、隣国フランスで革命が起こるや、1789年11月4日の名誉革命を記念する London Revolution Society において「祖国愛についての一論」(A Discourse on the Love of our Country)と題して有名な講演を行ない、「イギリスにおけるフランス革命」の幕を切って落した。この会は、名誉革命後イギリス各地で結成された革命協会の中心で、改革を旗印として掲げ、人民主権、議会改革、非国教徒解放などを唱えた。会員は中産階級以上で非国教徒が多く、国会議員も参加して急進主義運動に指導的役割を果たしている。特にロンドンの会は、急進主義的な貴族スタンホープ伯爵を会長とし、名誉革命百年祭を期として組織強化を試みたので、宗教界の信望を集めるプライスの講演は、特に隣国の革命に動揺する世人の耳をそばだたせるものであった。彼の講演は、単にパークのけげげばしい美文を呼び起こす契機となったというだけでなく、当時の急進主義の代表者が、どのようにフランス革命を受けとめたかを知る上にも、重要であろう。

彼は先ず、名誉革命の原理として、

1. 宗教問題において良心の自由を守る権利。
2. 権力が乱用された時にそれに反抗する権利。
3. 自分自身の統治者を選び、悪政に対してはこれを追放し、われわれ自身のための政府をつくる権利。

を挙げ、

“名誉革命は偉大な事業であったが、それは決して完全な事業ではなかったし、王国が自由の祝福を安全かつ完全に保持するに必要なものを必ずしもすべて獲得しなかったということを、銘記するように希望する。とくに、当時えた寛容は、不完全であったことを想起されたい。それは、イギリス国教会の教条における信仰を表明できるものだけしか含まなかった。その後事実その範囲は広がったが、十分ではなかった。というのは、宗教上の意見に関する刑法はいまだに存在する。……テスト・ロウは今なお効力を持ち、国教に従うことのできないすべての人が文武の公職につく資格を奪っている。”

“しかし、名誉革命がわが憲法を不完全な状態にとどめた最も重要な例は、わが代表制度の不平等ということである。わが憲法におけるこの欠陥は非常に大きく明白なので、それがすぐれているというのは、主に形式と理論においてなのだ。”⁽³²⁾

と述べ、フランス革命を専制政治に対する人民の勝利として祝福すると同時に、a. 宗教的自由、b. 平等代表制、c. 腐敗行為の除去、を主張し、フランスの立憲議会に対して激励文を送る提案をし

注(32) R. Price, A Discourse on the Love of our Country, 1789, in *The Debate on the French Revolution 1789-1800*, edited by A. Cobban, 1960, pp. 61-3. 永井義雄訳 49-53 ページ。

た。この講演の中には、世界市民として共通の圧制者に対する隣国の革命を支持し、真理、徳、自由を強調し、無知を頑迷と不寛容と迫害と隷属の母として非難するなど、当時の非国教徒や急進主義者たちに特徴的な見解が見られる。かくして、急進派を代表するプライスのこの講演は、反動思想を形成しつつあったパークにとって、恰好の攻撃目標として選ばれることとなった。

b. E. パーク

プライスの講演に対して、パークは直ちに立って筆をとり、反革命の側に立って、天啓を受けたような熱情をもって「フランス革命の省察」(*Reflections on the Revolution in France*, 1790)を書き上げた。パークは、国家有機体説、伝統重視の立場から、貴族制や教会を破壊しようとするフランス革命を激しく非難したので、この書が11月1日に出版されるや、やがて革命の恐怖に脅えるようになったウィッグもトーリイも、一致して声援を送り、諸外国の反動勢力も歓呼をもってこれを迎え、この書の売れ行きは異常なものであった。1ヵ月で1万2千部、1年間で約2万部という販売部数、その他各国の王侯貴族の讃辭が、これに対する支配階級の喜びをもの語っている。

パークの「省察」はプライスに対する反論として書かれたものだが、それはまたそれに対する数多くの反論を呼び起こし、支配階級と急進派の間のフランス革命をめぐる論戦は、ここに異常なセンセーションと共にクライマックスに達した。ゴドウィンが回想したように、“パークは元来最も進歩的な、啓蒙的な自由の愛好者たちによって非常に重んぜられていた。しかるに、彼が自由の神聖なる大目的と思われたものを激しく攻撃したのだから、彼らの失望と激怒もまた大ならざるをえなかった”⁽³³⁾のである。

c. 「人権の擁護」

パーク攻撃の先鞭をつけたのは、プライスの知遇を得て文筆にいそしんでいたウルストンクラフトであった。彼女は、ジョンソン書店の依頼を受けて僅かに数週間、一気に「人権の擁護」(*A Vindication of the Rights of Men, in a Letter to the Right Honourable Edmund Burke*, 1790)を書いたという。彼女は先ず、パークが偶然の門閥に対して払う尊敬の半分もこの徳高きプライスに表わしていないことを非難し、宗教的改革を是認しアメリカの独立を弁護しながらフランス革命を嫌悪するパークの矛盾を衝く。そして、

“閣下のあらゆるもっともらしい議論と気の利いた説明との中に、閣下の貧者に対する侮辱は明らかであり、これが私の怒りを招いている。次のパラグラフが、最もはなはだしい暴君的空気を示し、最も人為的な感情を現わしたものとして、特に私の注意をひいた。‘人びとは彼らの関与しえない財産に対しても、尊敬を払わなければならぬ。彼らは、労働によって獲得しうるものを得るのに努力を要する。そして常にあるように、彼らがその努力に結果が比例していないことを見いだす時は、彼らはその慰めを、永久的な正義の最後の分け前において受けることを、教え

注(33) W. Godwin, *Memoirs of the Author of a Vindication of the Rights of Woman*, 2nd ed., p. 76.

られなければならない。'これこそ、謙譲と神の意志に対する服従という、もっともらしい言葉で語られた卑しむべき無情な詭弁である。閣下よ、閣下が好意をもって次の世で貧者に認めて下さった慰めを彼らから奪わなくても、現世において貧者をより幸福にすることができる。彼らは、⁽³⁴⁾現在享受している以上の慰安を受ける権利を持っているのだ。"

と、理性、人権（社会契約で結ばれた他の人びとの自由と矛盾しない程度の市民的、宗教的自由）の立場から、特権階級の財産擁護（所有権という悪魔）に対して貧しい人びとの権利を主張した。彼女にとっては、家名、世襲財産、虚栄、出世欲など野蛮な封建門閥制度は、次男以下を犠牲とし、結婚をゆがめ、また富者の専制支配は、貧者の自由を犠牲としている。このようなイギリスの現状は、無知と偏見に満ちた暗黒時代の産物であって、到底フランスに対して誇りうるものではないし、パークの「省察」は、このような不合理を塗りかくすための、支配階級の恥知らずな弁護論以外の何ものでもなかった。またすでに見たようにパークの理性軽視は彼の女性観にも現われ、外見の美やか弱さだけを強調したことは、女性の精神を屈従させ、進歩をはばむものであった。

フランス革命をめぐる論戦には、その後プリーストリ、ペイン、ゴドウィンらの多くの論客が加わるが、ウルストンクラフトのパーク批判はその先駆であり、著書としても一応の成功をおさめ、⁽³⁵⁾当時における保守反動対革新の対立、歴史と伝統（便宜と時効）に対する理性と自由・平等の対立を、最も鮮明に示したものとえよう。

V 「女性の権利擁護」

「人権の擁護」において一応の成功をおさめたウルストンクラフトは、2年後にはさらに「女性の権利擁護」(*A Vindication of the Rights of Woman: with Strictures on Political and Moral Subjects*, 1792)を発表した。これは彼女が「女子教育考」以来抱いてきた思想を展開したものであって、予定されていた3部作の1部であるが、単に彼女の主著であるというのみでなく、広く人類史上において、女性解放思想を初めて体系的に樹立したものであった。

その執筆の直接の動機は、タレイランの「公教育に関する報告」であるが、「女性の権利擁護」の序文には、次のように記されている。

“私は教育について書かれたさまざまな書をひもとくとき、両親の行動や学校経営を観察したが、その結果は何であったか？——女性教育の無視こそが、嘆かわしいみじめさの大きな根源であり、女性は特に、一つの軽率な結論から生まれたさまざまな同時発生的原因によって、弱く衰れになっているという深い確信である。実際、女性の行為やふるまいは、明らかに彼女らの精神が健全

注(34) M. Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Men*, 1790, pp. 14-5.

(35) この初版は匿名で出版されたがすぐに売り切れ、同年中に今度は著者名を出して再版が現われた。当時の書評も好評であったようである。Of. Wardlo, *op. cit.*, pp. 120-121.

な状態にはないことを示す。肥えすぎた土に植えられた花のように、強さと有用性は美のために犠牲にされている。そして得意気の花は、気むずかしい眼を楽しませたあとは、その成熟に達するよりもはるか前に、衰え、茎についたまま無視されてしまうのだ。このような不毛の開花の一原因を、私は誤った教育制度に見る。この教育は、女性を人間としてよりも女として考え、愛情深き妻や理性的な母よりも誘惑的な情婦とすることに熱心であるような、男性によって書かれた書物から得られたものなのだ。そして性の理解は、このみせかけの忠誠によって欺かれているので、現世紀の教養ある女性たちは、少数の例外はあるが、もっと高尚な抱負をいただき、その才能と徳によって尊敬を得ねばならぬ時にも、ただ色恋を⁽³⁶⁾求めるだけなのだ。”

「女性の権利擁護」は、タレイラン—ベリゴールへの献辞、人類の諸権利と複雑な義務の考察、性的性格の一般的見解についての議論、さまざまな原因によって女性がおちいっている墮落状態についての観察、女性を軽べつに近いあわれみの対象としてきた著作家たちに対する非難、初期の観念連想が性格に及ぼす効果、わかりやすく考察され女性の美德としてではない憤み、良い評判の重要性についての性的概念によって損われた道徳、社会に根を張った不自然な差別から生じる有害な効果について、親の愛情、両親に対する義務、国民教育について、女性の無知が生み出す愚かさのいくつかの例、女性の行動における革命が当然に生み出すと期待される道徳的改善についての結論的省察、という章から構成され、その主な主張は、次のようにまとめられよう。

1. ルソーは男性本位の女子教育を唱え、外観の美、衣裳の美、愛嬌術などを重視したが、女性が従属的地位にあるのは、女性が劣等だからではなく、こういう誤った教育の結果である。合理的な教育によって男女は平等になるし、男女間の体力の差でも男子と同じ訓練によって縮まるのであって、本質的な差は存在しない。
2. これまでの女性教育は、裁縫など実用的な技芸習得に限られ、結果のみを教えられて理性的に原因を検討する能力が軽視されていた。これは、文明の一半を担う女性の完成を妨げるものである。
3. これまでの婦徳は、温順、忍耐であり、女性は快楽の奴隷となって虚飾を求めたが、それは卑劣と我利を生み、積極的な徳を求めがたい。妻は夫の従属物ではなく、良き母であるためには、十分な分別を持ち、精神的な独立がなければならない。
4. 女性の理解力、判断力を増すためには、男女平等、共学で、男女間の正しい理解と友情を育てるための合理的な教育施設がなければならない。個人教育は公共心の養成に有害であり、寄宿舎教育は家庭的愛情を欠いているので、この両者を結合した国立学校をつくる。5歳から9歳までの幼年部は、あらゆる階級に解放され、また十分な数の教師が各教区のエデュケーション委員会によって選ばれる必要がある。そして子供の親が6人署名すれば、この委員会に対して教育上の抗

注(36) M. Wollstonecraft, *A Vindication of the Rights of Woman*, in *Everyman's Library*, p. 3.

議をすることができる。子供の虚栄を排するために制服を定め、植物、機械、物理などの実験、屋外の遊戯、宗教、歴史、政治学などが会話を中心に教えられる。9歳以上は、午前中は共学で、午後は能力に応じて職業教育を受ける。さらに才能のあるものは高等教育へ進み、語学、科学、歴史学、政治学などを共学で学ぶ。女性も男性と同じように研究を許さるべきであって、高等教育を受けた女性こそ妻としても立派であり、また共学によって恋愛、結婚が早まることはむしろ喜ばしい。

5. 男女同権は女性の社会的地位にまで及ばなければならない。女性は、平等な選挙権および私法上の権利を持たなければならない。“私は、女性たちが、政治の審議に直接参加することも許されずに専制的に支配されるかわりに、代議士を持つべきだと本当に考えている。”⁽³⁷⁾
6. 女性は家庭に閉じ込められるのではなく、職業的にも独立して自由と知識を獲得しなければならない。視野を広げなければ家庭の本分も尽すことはできず、無知のうちに禁足させられている間は、女性は、男性と快楽の奴隷となる。家庭から解放され、人権を享受しあらゆる制限から自由になることによって、女性は賢明にも有徳にもなる。
7. 女性は、男性に扶養されるのではなく、経済的従属から解放されなければならない。下女や家庭教師だけでなく、男性と同じ教育を受けることによって、女性はあらゆる職業分野に進出すべきである。尊敬すべき職業を女性に与えることによって、独立した女性に生活の糧を与えないような政治は、その政治を構成する者の半分の幸福を念頭に置いていない。
8. こうして女性が経済的に独立し、広い視野をもって理性的に行動し、愛情と尊敬にもとづいて結婚するならば、結婚に関する法律、特に姦通罪は無用であって、姦通罪は、愛情のない結婚を合法化し、愛情にもとづく結婚を非合法化する手段である。

男女平等、共学の合理的教育、そのための民主的な教育改革、女子の精神的独立、そのための法律および経済的自立——こうした問題提起はまさに今日のものであり、啓蒙思想ですらもルソーやパークの女性観が支配的であった当時においては、彼女の思想の新しさ、独創性、大胆さは驚くべきものといえよう。

今これを、冒頭に示した女性解放思想の定義に照らしてみると、法律上の権利においては彼女はイギリスにおける最初的女性参政権の主張者であり、経済上の権利においては女性の経済的自立を

注(37) *Ibid.*, p. 161.

(38) “メアリは、ロックやエルヴェシユス、百科全書派や彼女の急進的なイギリス人の友人、トマス・デイとルソー、そして確かにタレイランとマコーレイ夫人に負っていたかもしれないが——彼女の論議の展開と適用は明らかに彼女自身のものであり、彼女の経験から得られた。……『女性の権利擁護』は、1792年においてももちろん急進的、革命的と見られた。しかしもっと重要なことは、それが新しくかつ独創的であったことである。それは、その教義が適用されるためにほとんど1世紀をついやしたほど事実新しかった。そして後の女性解放論者たちが彼女たちの権利宣言を明確にした時に、メアリがその先駆となっていなかったような点は何もなかった。” R. M. Wardle, *op. cit.*, p. 157.

叫んだ最初の思想家であり、教育・文化上の権利においても、高等教育における男女共学や直接民主主義的な教育制度改革の最初の提案者であり、そして結婚観においても、女性の家庭からの解放を叫び、形式的な法律を批判して自由恋愛論の先駆であった。彼女の結婚も、当時としては極めて珍しい形態だったのである。

もちろん彼女の時代はまだ労働運動も社会主義も萌芽状態であったから、女性の解放をプロレタリア階級の問題として理解するを許さず、解放の中核を中産階級の女性において認めるような限界をもつとはいえ、また理性を強調して道徳的・空想的色彩が強かったとはいえ、まさにこの書物こそが、産業革命期における女性労働力の創出期を背景に、初めて働く女性の手によって打ち鳴らされた本格的な女性解放の暁鐘なのである。この書に対する高い評価は数多いが、ここでは特に、後に彼女の夫となったゴドウィンの評価を示しておこう。

“この書は確かに非常に大胆で独創的な作品である。その著者が、女性の状態に関するルソー、グレゴリオ (Gregory) 博士、ジェイムズ・フォードイス (James Fordyce) 博士の見解を論破した力強い断固たる態度は、あらゆる率直な読者に強い感銘を与えずにはおかない。……しかも、この書の一部を特色づけるこの不屈な、やや男性的な気質と共に、アルミダ (Armida) やダイドウ (Dido) のあらゆる幻想と共に燃える詩人の名誉ともなった想像の豊かさと、感情の震えるような微妙さを見逃がすことはできない。……『女性の権利擁護』は、疑いもなく非常に不十分なできばえであって、方法と配列において著しく欠陥があった。古い既成の文章構成法則に照らしてみれば、それは人類の第一級の作品であると主張することはできない。しかし、その理論の重要性と、それが示している卓越した精神を考えるならば、英語が続く限りこれが読まれるであろうといってもあながち不当ではあるまい。”⁽⁴⁰⁾

VI ウルストンクラフトとゴドウィン

a. 2人の結婚

「女性の権利擁護」は、急進主義者たちの間には評判となったが、一般には悪罵と嘲笑をもって迎えられた。当時の社会は女性解放運動の実質的条件を全く欠いていたので、あまりにも進んだ思

注(39) “私は中産階級の女性に特別の注意を払う。というのは、彼女たちが最も自然な状態にあるようにみえるから。” M. Wollstonecraft, *op. cit.*, p. 5. ウルストンクラフトにおける中産階級の女性は、ルソー的小生産者とは異なって直接的生産から排除され、市民社会において独立の人格として認められていなかった。彼女はその不平等の“直接の原因を、独立の経営主体としての資格の欠如に求めないで、中産階級的徳性の喪失にあると考える。” 水田珠枝「メアリ・ウルストンクラフトにおける理性と感情——イギリス女性解放思想の成立——」『社会科学論集』第1号、1966年、59ページ。

(40) W. Godwin, *Memoirs of the Author of a Vindication of the Rights of Woman*, with a Preface by John Middleton Murry, 1928, pp. 54-56.

想の持主は、“理屈を言う蛇”とか、“ペチコートを着たむく犬”というような非難を浴びるだけだったのである。

1792年、彼女はこのようなイギリスを去って、革命の渦巻くパリへ行き、その実態を研究して、「フランス革命の起源と進行についての歴史的・道徳的見解」(A Historical and Moral View of the Origin and Progress of the French Revolution and Effect it has produced in Europe, 1794)を発表、そしてアメリカ人イムレイ(Gilbert Imlay)と結婚、ただし彼女の方針にもとづいて、男女の平等な関係を認めようとし、法律の承認を受けずに結婚した。だがその代価は高価であって、結婚の報がイギリスに伝わるや、不法の結婚として激しい非難を浴びせられたし、その上イムレイは、投機事業に捲き込まれて妻子を顧みず、ロンドンに行っても他に女をつくって彼女のもとを去ってしまった。

テムズ河で投身自殺まで試みた傷心の彼女を慰めたのは、ゴドウィンとの交際である。ウルストンクラフトとゴドウィンは、1776年に共にホクストンの地に住んでいたのだが、運命はこの時2人の出会いをここでは許さず、2人は別個にそれぞれの思想を形成し、ウルストンクラフトがイムレイとの結婚に破れてのち、初めて顔を合わせることになる。

最初の出会いは1791年11月であって、ペインら数人が集まって会食をした折のことである。その時のことを、ゴドウィンは次のように回想している。

“その会見は、幸運なものではなかった。メアリと私は、たがいに不愉快に思いながら別れた。私は彼女の「女性の権利擁護」を読んでいなかった。私は、わずかにパークに対する彼女の反論に眼を通してただで、文筆を業とする者がよくやるように、文法とその他文章の細かい2、3の誤りに不満を感じていた。それゆえに、私はウルストンクラフト夫人に会いたいという好奇心をほとんど持たず、非常な好奇心をもって会いたかったのはトマス・ペインであった。ペインは、いつもながら口数の多い方ではなく、そこで、彼は時折いくつもの鋭いはっとするような批評を述べたが、会話は主に私とメアリの間で交わされた。その結果、私がペインの考えを聞きたい時に、実にしばしば彼女の言葉を聞いたのであった。”⁽⁴¹⁾

だが1796年に再会した時には印象が異なり、ゴドウィンはすでに彼女のすぐれた旅行記「スウェーデン、ノルウェー、デンマーク便り」(Letters from Sweden, Norway and Denmark, 1796)を読んで感銘を深めていたし、彼女の境遇に対する同情は友情に進み、それはやがて愛情へ、さらに熱情へと進展した。2人の結婚観は共に革新的であって、ウルストンクラフトは、独立な対等者としての男女の自由な結合の永続的基礎を、性愛ではなく、真面目な、崇高な友情であるべきことを強調していたのに対し、ゴドウィンは、すでに「政治的正義」(An Enquiry Concerning Political Justice, and its Influence on General Virtue and Happiness, 1793)において、夫婦の共同生活は個人の独立を侵す、結婚は自分の判断を欺く、利己心による独占である、という理由で結婚制度の廃止を唱えてい

注(41) W. Godwin, *ibid.*, 1928, p. 62.

た。そこで2人は近くに別居し、それぞれ著述に専念し、必要に応じて会うという新しい実験を試みたのである。⁽⁴²⁾この結婚形式は、子供の誕生が近づくにつれ、その社会的影響を考慮して1797年に正式に結婚したのちも時々続いて行なわれ、文通もかわされたのであって、⁽⁴³⁾新しい自由な結婚形式として将来の結婚のあり方にも示唆を与えることとなる。

この恋愛と結婚は、ゴドウィンの思想に多くの影響を与えたが、ウルストンクラフトに何を与えたかは明らかでない。彼女は、結婚後小説「女性の虐待」(The Wrongs of Woman: or Maria, a Fragment)を書いたのみで、不幸にも出産に際し美しい死顔を残して世を去ってしまった。この時生まれた娘が後にジェリの妻となり、ジェリの詩を編集したり、「フランケンシュタイン」(Frankenstein, or the Modern Prometheus, 1818)や「最後の人」(The Last Man, 1826)などの小説を書いて父母譲りの才能を示すのだが、⁽⁴⁴⁾ウルストンクラフトは、多くの著作を予定したまま二度とペンを取ることにはなかったのである。

b. 2人の思想比較

ウルストンクラフトの死に至るまでの1年という短い期間が、2人にとっては最も幸福な時であつたろう。夫が近代アナキズム思想の祖であり、私有財産制度の批判者であるとすれば、妻は、近代女性解放史における最初の輝けるフェミニズムの思想家である。2人はそれぞれ独自に理論を築いたにもかかわらず、2人の間には次のような一致点があった。

1. 小ブルジョア的急進主義。2人は共に啓蒙思想における人間理性の重視から出発し、徹底した自由、平等、精神的独立を強調した。支配・従属の基礎を、人間の先天的な素質ではなく、人為的な社会制度、不十分な教育、環境に置き、教育を重視し教育内容を変革しようとした。
2. 権力否定。ゴドウィンがあらゆる権力を否定したのに対応し、ウルストンクラフトは特に男性の女性に対する権力、支配を否定した。
3. 結婚における法律の否定。

注(42) この結婚生活に関しては、森戸辰男「ゴドウィンとウルストンクラフトとの結婚」(「我等=政治・経済・社会・教育・文芸の批判」7巻、10~11号、1925年)がある。森戸氏によれば、二人は共に当時の社会的習俗に対する挑戦を標榜していたのみならず、文筆によって経済上の独立を期しようとしたため、独自の行動をとり理想の実現を図るのに都合な立場にあった。そしてフランス革命による新機運も有利な背景をつくっていたが、新しい試みを、保守的なイギリスで、特に性的生活の領域において行なうことについては、根強い社会的反抗を覚悟すべきであった。ゴドウィンがウルストンクラフトとの結婚を内密にしたのは、書店主ジョンスンから妻への援助がなくなるのを恐れたためといわれているが、森戸氏は、メアリが野卑な世間話の話題となることを極端に嫌ったためと考え、ともかく彼らの結婚が、法律ではなく恋愛と友情の上に築かれたことを指摘している。彼らはゴドウィンの持説によって別居の方針をとり、メアリは家庭の団らんを理想としたが、夫に感化され20戸ほど離れて各々著作に専念し、必要に応じて会い、“訪問の清新さ並に活々した感覚と家庭生活のヨリ細やかにしてヨリ情の深い快楽とを結び付けることができた。”

(43) 彼らの結婚前後において現在知られているすべての手紙は、Godwin & Mary, *Letters of William Godwin and Mary Wollstonecraft*, edited by R. M. Wardle, 1966. に収録されている。

(44) メアリ・ジェリについては、Helen Moore, *Mary Wollstonecraft Shelley*, 1886.

4. 反個人主義。普遍的仁愛 (universal benevolence) の強調。共に他人の利益のために努力を惜しかなかった。
5. 共に小生産者の性格をもっていたが、その帰結において、共に資本主義の枠を越えた。
また、2人の思想の間には次のような相違があった。
1. ゴドウィンが法律・国家を全面的に否認したのに対し、ウルストンクラフトは女性の法的な権利拡張を求め、また国家による国民教育制度を提唱した。
2. ゴドウィンの理性万能論に対して、ウルストンクラフトは、感情の要素、家庭的な情愛の重要性を強調した。
3. ゴドウィンが宗教を圧制の一形態として否定したのに対し、ウルストンクラフトは信仰を捨てなかった。
4. ゴドウィンの体系においては女性解放という視点が不明確であり、ウルストンクラフトにおいては国家と財産制度に対する本質的な批判がない。
5. ゴドウィンが功利主義者であったのに対し、ウルストンクラフトは自然法的な人権思想を固執した。

こうした相違はもちろん決定的なものではなく、2人の出会い以後、彼らの間には厳しい討論がかわされ、相互の尊敬を愛情の基礎として2人は結婚したと思われる。ゴドウィンがウルストンクラフトに与えた影響は不明であるが、彼女がゴドウィンに及ぼした最も大きな影響は、彼に人間の感情、家庭的な情愛の重要性を教えたことであった。ゴドウィンは人間の理性の力を過信して、理性の影のような人間像、社会像をこしらえていたが、彼女の影響によって、人間把握における感情の要素が少しずつ加わった。⁽⁴⁵⁾ 彼の主著「政治的正義」には血が通い始め、1798年の第3版に付した「諸原理の要約」では感情の意義が重視されているし、1799年に書いた小説「セント・レオン」(St. Leon) では、家庭の愛情が特に強調されている。「政治的正義」が結婚後に書かれたとしたら、おそらくその論調はかなり変わったものとなったであろう。

c. 「思い出」と「遺稿集」の出版

ウルストンクラフトを失って、ゴドウィンの悲嘆は想像するにあまりある。親友ホルクロフト (Thomas Holcroft) に「私は二度と幸福になることはあり得ない」と書き送ったように、彼女の死はゴドウィンの生涯の下降点を意味した。傷心の身には、さらに反動の嵐が吹きすさんだ。1793年にイギリスは革命フランスに対して宣戦を布告し、急進主義的な思想や運動に対して弾圧を強化、⁽⁴⁶⁾ 「政治的正義」を発表して「名声という大空の太陽として輝いた」ゴドウィンも、激しい批判攻撃に

注(45) “彼女の趣味は私を目覚めさせた。彼女の感受性は、私の感情を注意深く発展させるよう私に決心させた。彼女は自然の美しさに向かって心を開くことを喜び、このような傾向は、私が自然の美しさをもっと親しくじっくりと眺めるようにうながした。” W. Godwin, *op. cit.*, p. 132.

(46) W. Hazlitt, *The Spirit of the Age, a Contemporary Portrait*, 1825, pp. 29. 神吉訳 34 ページ。

さらされ、やがて支配階級の理論的武器であるマルサスの「人口の原理」(*An Essay on the Principle of Population*, 1798) の出現によって、忘却の流砂に埋められてしまった。その転換を、1797年に次のように記している。

“ほとんど賞讃の声ばかりを4年間聞いた後に、とうとう私はすべての方面から攻撃された。全く中庸や礼節というものを無視したやり方で……。攻撃の叫びは伝染病のように広がった。つまらぬ小説でも、新しい哲学に対する嫌悪と非難を含まないならば、寄宿学校において喜ばれないと聞かされた。”

“急進的な協会は滅びたか、または骸骨のようにやせ細ってしまった。民主主義の演説に明け暮れたのは、もう昔のことである。居酒屋の空腹な労働者すらも、貴族政治の擁護者となってしまった。ジャコバニズムは打倒され、その政党は撲滅された。その教義は、ほとんど一般的な不人気と憎悪の中に吞み込まれた。それは、大英帝国の島におけるいかなる階級からも、見放されてしまったのである。”⁽⁴⁷⁾

そしてゴドウィンは、1798年には、「思い出」(*Memoirs of the Author of a Vindication of the Rights of Woman*) と「遺稿集」(*Posthumous Works of the Author of a Vindication of the Rights of Woman*) の2冊を刊行して亡妻の追憶の資としたが、これはさらに個人的な非難を招く結果となった。初めはイムレイの夫人であり後にゴドウィンと再婚したような女に対する讃辞として、これは世人の憤慨を買った。ハウル (R. R. Hall) はその有名な説教において、ゴドウィンの結婚観と普遍的仁愛の説を攻撃し、その追憶文を“みだらな色事の話”(a narrative of his licentious amours) にすぎないとものしり、墮落や不行跡を見た時には、“こんなことができる者がゴドウィン以外にも居ようとは想像できなかった”と叫ぶのが常だったといわれる。またドゥ・クウインスイ (De Quincey) は、“イギリスの大衆は、ゴドウィンを、喚屍鬼か、血も涙もない吸血鬼か、またはフランケンシュタインによって創り出された怪物のように忌み怖れた”と書いている。⁽⁴⁸⁾

このような状態であったから、ゴドウィンがウルストンクラフトの「思い出」を発表したことは、非常な愛情と勇気の所産と考えるべきであろう。この書の後版に序文を書いたマリ (John Middleton Murry) が言うように、この書は“第1にまれな才能と勇気と美貌をもつ一人の女性の生涯について心の奥底まで触れた物語り”であり、“第2に一人の非凡な男性の著作”⁽⁴⁹⁾ であるという点で非常に興味深い。人はそれぞれの分野で先駆的な理論家であったというばかりでなく、ウルストンクラフトは自分の思想に忠実に苦難の道を歩み、ゴドウィンもまた、逆境にもめげず、自分の愛情に忠実に、しかも学者としての冷静さを失わずに「思い出」をつづった。“ゴドウィンは賢明にも、彼女の伝記においてメアリを弁護しなかった。そのかわりに、彼は自分の知っていること

注(47) H. N. Brailford, *Shelley, Godwin and their Circle*, 1913, pp. 156-7.

(48) 「思い出」に対する当時の悪評について、詳しくは cf. R. M. Wardle, *op. cit.*, pp. 316-322.

(49) W. Godwin, *Memoirs of Mary Wollstonecraft*, 1928, p. 1.

や、彼女の著作や、ヒュー・スキーズ (Hugh Skeys) やジョージ・ジョンソン (Joseph Johnson) のような友人から与えられた知識からできるかぎり正確な彼女の伝記をつくった。⁽⁵⁰⁾ その正確さ、公平さ、男らしさ、勇氣、愛情などは当時も識者に高く評価され、数ヵ月後にはやや訂正をほどこした第2版が現われ、続いてアメリカ版やドイツ語訳、フランス語訳も現われて、ウルストンクラフト研究にとって重要な基礎資料となっている。

VII ウルストンクラフト以後の女性解放思想

a. ウルストンクラフトの影響

ウルストンクラフトの「女性の権利擁護」は、数版を重ねたにもかかわらず、一般に読まれることは少なかったし、19世紀の女性解放運動の指導者たちは、あまり彼女のことを知らなかったようである。これは、彼女の思想の特異性と、彼女を知る人たちが、彼女の意義を正當に評価するよりはその結婚生活に反感をもっていたことにもよるであろう。⁽⁵¹⁾ ウルストンクラフトの研究も、キーガン・ポール (Kegan Paul) の「ウィリアム・ゴドウィン、彼の友人と同時代人たち」(William Godwin: His Friends and Contemporaries, 1876) とベネル (Elizabeth Robins Pennell) の「メアリ・ウルストンクラフトの生涯」(Life of Mary Wollstonecraft Godwin, 1885) によってようやく本格化する程度であった。J. S. ミルの女性解放論にも、彼女のことは触れられていない。「女性の権利擁護」は、1929年にミルの「女性の隷従」と共に1冊となってエヴリマン文庫の中におさめられて、初めてやや正當なる地位を得たかのごとくである。彼女が与えた最も大きな影響は後に述べるトムスンに対してであり、また女性教育の先駆者たちにはある程度知られていた。⁽⁵²⁾

b. J. ベンサム

このようにウルストンクラフトの直接の影響は少なかったとはいえ、産業革命の進展と共に女性の社会的進出は盛んとなり、労働運動、社会運動の中で、女性解放の気運が盛んとなった。ウル

注(50) R. M. Wardle, *op. cit.*, p. 314.

(51) “19世紀の終りは、新しい思想、特に女性についての新しい思想にとって具合の悪い時期であった。このような書は、十分教養があり同時に不満を抱く女性の間のみ賛意を見いだしたが、このような性格の結合はほとんど存在しなかった。教養のある人は満足し、忙しい人は読む暇がなかった。このようなどぎつい書名を持ち、このような女性によって書かれ、このような新奇な理論を説く書物が、富と余暇と影響力を持つ女性の9割によってなぜ排斥されたかは容易に理解される。” W. Lyon Bleasdale, *The Emancipation of English Women*, 1910, p. 83.

(52) “女性教育については、啓蒙思想の子たちがメアリ・ウルストンクラフトを読んだり引用していた時代において、指導的な民主主義者たちは黙っていたし、怠慢でもなかった。ボストンの William Boyd は1796年4月19日にハーヴァード大学教会で Woman と題する彼の詩を読んだ。この詩はメアリ・ウルストンクラフトを讃え、彼女の女性の権利擁護を是認した。” Eugene Perry Link, *Democratic-Republican Societies, 1790-1800*, 1965, p. 171.

ストンクラフトは、その実際上の指導者ではなかったが、後の解放思想のほとんどすべてをすでに提示していたことは、すでに見たところである。

ウルストンクラフト以後の女性解放思想は、功利主義系と社会主義系の二つに大きくわけることができる。前者は、啓蒙思想の直接の帰結として、男女の平等、それにもとづく快樂の平等という点から女性の形式的な平等を求め、後者は、ブルジョアの解放が実質的解放とはならないことを見通して、搾取の廃止、階級社会の廃止、体制変革によって真の女性解放をめざす。功利主義系がブルジョア的であり、社会主義系がプロレタリア的思想となることは言うまでもない。

功利主義系列の女性解放思想は、すでにドルバックとエルヴェジウスにおいてその第1歩が見られたが、イギリスではベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832) がその基礎をつくった。すなわち、最大多数の最大幸福を実現する政府が最も望ましく、そのためには、最大多数の意志が反映されるような政治制度、つまり女性も含めて1人1票の普通選挙を行なうべきだと主張したのである。ベンサムの場合、家庭内にあっては強力で私有財産を獲得する男性の支配権がいぜん認められていたが、法律的には、女性参政権が提起された。

c. J. ミル

だが、ベンサムによる女性参政権の提起は、その弟子である J. ミル (James Mill, 1773-1836) において大きく後退した。彼は、「大英百科辞典」(*Encyclopaedia Britannica*) の補巻として書いた「政治論」(*Government*, 1820) において、功利主義の立場から政治の諸形態を考察、その過程で女性参政権をとりあげ、構成員全体が政治に参加しうような制度が望ましいと言いつつも、女性の利益は男性によって代表されるとして女性を選挙資格者から除くことを考えた。彼は、一定年齢までの子供の利益は両親の利益に含まれ、女性の利益は父親か夫である男性の利益に含まれると主張したのである。

こうしてミルにおいては、女性は子供と同じように被保護者であり独立した利益を認める必要がないという観点を強く出すのであるが、彼は同時に無用な選挙権を排除するためとして財産による資格制限をも主張する。結局ミルは、功利主義を基礎に民主政治制度を説きながらも、賢明で有徳なブルジョアジーをその中心にすえ、社会の無用または危険な層を切り捨てるという階級利益を露骨に示したものであって、功利主義のもつ急進的性格を修正したものといえよう。

d. W. トムスン

J. ミルの女性参政権否認は賛否両論をまき起こしたが、その批判において重要なのは W. トムスン (William Thompson, 1775-1833) であった。

トムスンは、リカード派社会主義者の一人で、ベンサム、ゴドウィン、やがてはオウエンに傾倒、自由で自発的な労働と交換、および全労働収益権説を主張しつつ、オウエン流の協同組合社会

注(53) トムスンとオウエンの関係については、拙著「ウィリアム・ゴドウィン研究」1964年、324ページ。

を構想、資産をオウエン主義の宣伝に投じ、労働運動にも大きな影響を与えた。従って彼の女性解放思想は、社会主義系と功利主義系の交点に位置するが、オウエン的協同社会において男女の平等が達せられると説いた意味において、本質的に社会主義系に属し、かつその出発点をなしている。

彼はウルストンクラフトの影響を受けているようであって、「人類の半数である女性の訴え」(*Appeal of One Half the Human Race, Women, against the Pretensions of the Other Half, Men, to retain them in Political, and thence in Civil and Domestic, Slavery; in Reply to a Paragraph of Mr. Mill's celebrated "Article on Government," 1825*) を書いた動機は、“ウルストンクラフト夫人の業績をみずからの社会改良論の一環として体系的に摂取しつつ、反面、J. ミルの女性蔑視に一矢を報いる点にあった。ちなみに本書は開巻劈頭、アンナ・ウィーラー夫人への紹介状に始まるが、そこで本書の成立が彼女との討論と助力とに負っていると述べられているように、その内容には彼女の意見がかなり採り入れられているであろうと思われ、トムソンは彼女を通じてか、またはみずからすでにウルストンクラフト夫人の著作を読んでいたかして、彼女の主張を知っていた。⁽⁵⁴⁾ウィーラー(Anna Wheeler)夫人は、フランスに行き、フリエやサン=シモン主義者たちの思想を学んでこれをイギリスへ伝え、トムソンとの討論によってこの書の成立に大きな貢献をしたようであって、彼がウルストンクラフトやウィーラーのようなすぐれた女性を知っていたことが、彼をして女性解放を主張せしめたのであろう。

トムソンは、男女の利益が一致している時ですらも、夫や父親のいない女性の利益は代弁されないし、娘の利益はむしろ母親によって代表される、とミルに批判を加える。そして政治的権利が男性に与えられた場合と女性に与えられた場合を比較し、法律はすべての人によって共鳴されなければならないから、弱者である女性の方がむしろ立法者として適しているとまで主張している。

トムソンはこのような極端なたちで女性の参政権を主張したが、彼の真価はそれにとどまるものではなかった。“現行社会制度”(=個人競争制度)のもとにおいていかに男女の権利が平等となっても、女性は腕力の弱さと出産・育児のために時間を割かねばならないという必要から、女性は男性と平等な幸福を得ることはできない、不平等な力は不平等な結果をもたらすにちがいない、というところを見とおし、女性の真の解放のためにも、協同組合社会の建設を叫んだのである。彼の場合は、もちろんまだ資本主義およびその中における女性の地位についての全面的な分析はないし、社会の根本的な体制変革、階級としての解放という視点は不十分で、協同組合社会も小生産者の所有にもとづくものではあった。しかし彼は、単に法律的独立だけではなく女性の経済的独立を叫んだウルストンクラフトの問題提起を受けて、これに新社会の建設をもって応え、後のベーベルらの本格的な社会主義者による女性解放思想への橋渡しを行なったこと、および協同組合社会という明確

注(54) 鎌田武治「古典経済学と初期社会主義」、1968年、241ページ。Cf. W. Thompson, *Appeal of One Half, the Human Race, Women*, 1825, p. vii.

なプログラムを掲げて現実の女性解放運動に大きな力を与えたことにおいて、大きな意味を持った。⁽⁵⁵⁾

e. 空想的社会主義者たち

トムソンがオウエン主義者であることにも見られるように、一般に社会主義者は女性解放に積極的な態度をもち、しかも資本主義内部における形式的な解放の限界を見破って、体制変革によって実質的に解放を達成しようとしていた。

いわゆる三大空想社会主義者の中で女性解放に直接論及したのは、生涯独身で猫と花を愛したフリエ(François-Marie-Charles Fourier, 1772-1837)であった。彼は「四運動の理論」(*Theorie des quatre mouvements*, 1808)において、男女関係のブルジョア的形式とブルジョア社会における女性の地位を批判し、社会の進歩は女性の解放に比例し女性の権利の拡大はあらゆる社会進歩の一般原則であると述べて、エンゲルスの賞讃を得ている。⁽⁵⁶⁾フリエは理想社会ファランジュをつくることによって、家族制度と経済的不平等の重圧から女性を解放し、女性の情念を解放しようとしたのであった。

スタール夫人(Madame de Staël)の欲心を求めるために「ジュネーヴ住民の手紙」(*Lettre d'un habitant de Genève*, 1803)を書いたサン=シモン(Saint-Simon)は女性解放一般については何も述べなかったけれども、彼の後継者であるサン=シモン主義者たちは華やかに活動し、19世紀の女性解放史をいろどった。アンファンタン(B. P. Enfantin)は、フリエの影響も受けて旧来の家族制度を攻撃、恋愛の自由、愛情にもとづく結婚を主張したし、⁽⁵⁷⁾サンド(George Sand)は、ショパン、リスト、ミュッセなどを相手に自由恋愛を実践、そしてトリスタン(Flora Tristan)は、女子労働者の教育を行ない、女性の社会的、経済的解放のために闘った。彼女は、貧しい放浪の生活から、小説で有名となり、マルクスに先立って労働者の国際的な団結を説いた「労働者の団結」(*Union ouvrière*, 1843)を書き、社会主義を広めるために迫害されつつも各地を旅行、チャーチスト運動にも関心を示し、ボルドーで病死した。ウルストンクラフトとの直接のつながりは何もないであろうが、男性ではなくみずから女性の思想家で苦難の実践者という点では、ウルストンクラフトをつぐものであり、しかも女性として最初の社会主義理論家であり、運動の指導者であり、女性の経済的独立を労働者階級の問題としてとらえて、ウルストンクラフトからさらに一步を進めたのである。⁽⁵⁸⁾

R. オウエン(Robert Owen)は直接女性解放を主張しなかったけれども、彼は性格形成原理から

注(55) “トムソンとウィーラー夫人の著作は、社会主義の宣伝に動かされて協同組合運動をつくることに熱心であった女性たちの重要な部分において、特に、より充実した生活を求める潜在的な活動を具体化するのに深い影響力を持った。” Richard K. P. Pankhurst, *William Thompson (1775-1833), Britain's Pioneer Socialist, Feminist, and Cooperator*, 1954, p. 96.

(56) F. Engels, *Die Entwicklung des Sozialismus von der Utopie zur Wissenschaft*, 1882, 大内兵衛訳 42 ページ。

(57) サン=シモン主義者の女性解放思想の特徴については、水田珠枝「女性解放思想の形成過程——功利主義から社会主義へ——」、『思想』1968年3月号参照。

(58) トリスタンについては日本における研究がほとんどないので、Jules-L. Puech, *La Vie et l'œuvre de Flora Tristan*, 1925. G.D.H. Cole, *Socialist Thought, the Forerunners, 1789-1850*, 1953, Chap. XVII. などを参照。

して教育を重要視し、また5年間の努力ののち1819年に女性と児童労働の制限に関する最初の工場法を通過させ、“イギリスにおいて労働者の利益のために行なわれていた一切の社会運動、一切の現実的進歩は、すべてオウエンの名前に結びついている⁽⁵⁹⁾”といわれるように、彼の思想と実践活動はイギリスの女性解放運動に大きな力を与えている。特に彼は、名声を失うのを覚悟して、博愛家から共産主義者に進み、社会改造の三大障害として、私有財産と宗教と結婚形態を攻撃した。

オウエンの攻撃は、「新道徳世界の書」(*The Book of the New Moral World*, Part I, 1836; Parts II and III, 1842; Parts IV-VII, 1844)にまとめられるが、「旧不道徳世界の聖職者による結婚」(*The Marriages of the Priesthood of the Old Immoral World*, 1835)においてすでに現われていた。これは、結婚におけるあらゆる宗教的基礎を、理性の発展と新社会秩序の確立にとって決定的な障害であるとして激しく非難したもので、オウエンはあらゆる結婚を宗教から解放し、純粋な民事契約にしようとしたのである。彼の論敵は、神をけがし性的非道徳を擁護するものとして彼を排撃し、彼は「新道徳世界の結婚制度」(*The Marriage System of the New Moral World*, 1838)で、彼の意見をさらに明らかにした。オウエンの新しい結婚観は、旧来のブルジョア的結婚制度批判、私有財産制度批判、家族制度批判と結婚の自由の主張という面⁽⁶⁰⁾で、女性解放思想に貢献したのである。

f. J. S. ミル

実際の女性解放運動に最も大きな影響を与えた思想家といえば、ウルストンクラフトでもトムスンでもなく、J. ミルの子 J. S. ミルであろう。ミルは有名な早期教育を受けたのち、テイラー(Harriet Taylor)夫人に出会い、稀に見る美貌と知性と情熱に傾倒、のちに結婚して、2人は共に考え、共に感じ、共に書いた。その結果の一つが「女性の隷従」(*The Subjection of Women*, 1869)であって、これは2人の共通の精神を内容とし、夫人の死をいたんで書かれたものである。

この書でミルは、一つの性が他の性に法律的に従属することはそれ自身誤りであり、それが人間進歩の主要な障害の一つであること、それは完全な平等によって置き換えられるべきことを主張する。当時女性の隷属を本能から正当とする風潮に対し、ミルは理性によってこれを攻撃、社会の進歩は各人の自由の拡張であり、女性にも法律上の権利、職業選択の自由を許さねばならず、女性の社会的能力が増大すれば、女性にはさらに立派な人間となって、人間全体の利益に貢献するであろうと考えた。だがミルの場合には、選挙法改正など社会運動の進展を背景に父 J. ミルより進歩しているものの、積極的な主張は法律上の平等および自由にとどまる。彼は女性の家庭からの解放には消極的であり、性の解放は問題とならず、労働者階級の女性の状態を主要な対象とすることなく、経済的諸関係とは無関係に制度上の改革を行なおうとするものであった。この書が女性の参政権運動⁽⁶¹⁾

注(59) F. Engels, a. a. O., 大内訳 48 ページ。

(60) オウエンの結婚観について、くわしくは A. L. Morton, *The Life and Ideas of Robert Owen*, 1962, pp.161-168. G. D. H. Cole, *The Life of Robert Owen*, 1965, pp. 296-298.

(61) 1865年に J. S. ミルは代議士となって女性参政権を要求したが、ミルの学識と人望にもかかわらず、73票

の本格的開始を画するものであり、その大きな意義を否定しえないにもかかわらず、またミルの良心的意図を評価するにもかかわらず、ミルは人間の本来的平等性という観念⁽⁶²⁾を失い、やはりブルジョア的で限界を強く示していたというべきであろう。

VIII む す び

女性解放思想は、以後イブセン(H. Ibsen)、エレン・ケイ(Ellen Key)、チェルヌイシェフスキイ(Nikolai Chernyshevskii)、ベーベル(A. Bebel)、コロantai(Alexandra Kollontai)など、多くの文学者、哲学者、政治家、革命家などの手にわたり、今日に至っている。女性の解放は、現実の運動の進歩と共に思想においても深化され、ことにベーベル以後はそれが社会主義と結びついて、単に個人の自覚や教育の問題ではなく、それが社会体制と密接な関連を持つものとして一般に理解されるようになった。

それではこうした長い女性解放思想史において、ウルストンクラフトはどのような位置を占めるのか？ 再び冒頭の定義にもどると、法律上の権利に関しては、彼女はオランプ・ドゥ・グージュにやや遅れるもののイギリスにおいては最も早く女性参政権を主張し、経済上の権利要求もおそらく最初の提起者であった。教育・文化上の権利については、文化の創造に参加したような女性は古代からあるものの、高等教育における共学の提唱はやはり彼女が最も早いようである。そして自由な結婚・離婚の権利も、たとえばミルトン(John Milton)の「離婚論」(*The Doctrine and Discipline of Divorce*, 1643)のような部分的なものを別にすれば、それを理論づけたものは彼女以前には少なかったと思われる。

そうしてみると、ウルストンクラフトはやはり女性解放思想の体系的樹立者という地位を確保するものだが、さらに彼女において重要なことは、こうしたさまざまな面が総合されていたことで

対194票の大差で破れた。だがその後運動は盛んとなって、1869年には市町村の行政において独身女性に選挙権が与えられ、第一次大戦後の1918年に参政権が実現、1919年には最初的女性代議士が実現している。また1870年には妻の収入に対する独立権が認められ、1867年には大学教育への道が開かれ、76年には女医の開業が可能となった。

注(62) “功利原理によって男女平等の制度を主張したミルの議論を検討してみると、たしかに男女関係の正義を第一の根拠としているが、女性の精神的能力の発展を第二の根拠としており、ついで女性の能力の発展結果を第三の根拠としている。そこで、ミルが熟練労働者と未熟練労働者の間に優劣の区別をしたとおなじように、ミルの考え方には有能な女性と無能な女性の区別があり、ミルは有能な女性についておもに男女の不平等という制度の害悪を論じたように思われる。というのは、男女平等を擁護する議論のなかで、かれは女性であればだれでも尊重すべきだ、とは論じていないからである。むしろ女性には独創力をもつかどうか、女性が哲学、科学、芸術、文学、音楽、作曲、絵画の領域で一流となれるかどうかという議論を展開している。そこで、ミルが男性の支配から解放させたいと望んだ女性は、女性すべてというわけではなく、おもに、哲学、科学、芸術において優れた能力を発揮できる素質をもつ女性であった。” 小泉 仰「ミル」、1964、122-123 ページ。

ある。彼女以後においては、たとえば自由恋愛の主張者は参政権には関心がなく、文化上の権利を追う女性は経済上の権利に無関心であるなど、分裂が激しくなった。J. S. ミルは参政権を主張し、トリスタンは労働者教育を求め、サンドは自由恋愛にと問題を限ってしまったのを見る時、ウルストンクラフトの問題提起はいかに大きかったことか。⁽⁶³⁾

そして最後に、彼女が自身女性であり、先駆者として試練の道をみずから主体的に歩んだということが、やはり大きな意味を持つであろう。教育の重視や抽象的な平等性の主張は彼女以前にも見られたけれども、その多くは男性の立場からする同情か実用的な良妻賢母主義であって、これだけの包括的な問題を女性の立場から提起したものはなかった。彼女以後の女性解放思想家は、サンドやトリスタンやエレン・ケイを除けばほとんどが男性であって、ウルストンクラフトの理想は、いまなおその実現を見ていないのである。

〔追記〕ゴドウィンによる彼女の「思い出」の拙訳が近く未来社から出版される予定なので、彼女の伝記について詳しくは同書を参照されたい。

注(63) “「女性の権利擁護」には、その後の女性解放運動のなかで主張されたほとんどすべての問題が、未分化、未整理のかたちではあるが提出されている。女性における教育の機会均等、道徳的知的存在としての自立、社会的偏見の除去、法の前の平等、婚姻における不平等の除去、職業選択の自由、経済的自立、政治的権利の保障、母性保護の要求等は、その後の歴史がおおくの障害にぶつかりながらちとっていった、またいさづつある問題なのである。この本は、こうした問題をすべてひろいあげたということで高く評価されると同時に、それらの問題を、相互に対立させることなく、女性解放というひとつの方向にむかって解決しようとしているところに、おおきな特徴があるといえよう。……解放運動を指導した女性のおおくが、問題の一面だけを強調する傾向があったのにたいし、ウルストンクラフトは、とにかくさまざまな側面をもった女性解放の問題全体を、一挙に克服しようと努力したのだった。”水田珠枝「メアリ・ウルストンクラフトにおける理性と感情」『社会科学論集』第1号、昭和41年6月、64-65 ページ。

初期マルクスにおける貨幣の批判

——宗教批判から経済学批判へ——

野 地 洋 行

序

- 1, 「ユダヤ人問題によせて」における貨幣の批判
 - (1) マルクスの方法
 - (2) 宗教批判と社会批判
 - (3) 貨幣批判
- 2, 「経済学—哲学手稿」における貨幣の批判
 - (1) マルクスの方法
 - (2) 分業と交換の批判
 - (3) 貨幣批判

序

この小論は、貨幣論としての貨幣論、経済理論の一構成部分としての貨幣論をとりあつかうものではない。経済学批判要綱（以下「要綱」とよぶ）における第一の基礎概念が「貨幣」であり、この「貨幣」の中にマルクスは物化され、外化され、それ自体の論理をもつにいたった人間の社会的関係⁽¹⁾をみたとすれば、われわれは「貨幣」論を、単に、客観性のカテゴリーとしての経済学としてだけではなく、一個の社会観、人間と人間との関係に関する哲学的認識としても理解することができる。そしてこの人間と人間の関係、この人間なるもの、ありうる、ないしあるべき人間、これこそ若きマルクスがその著作を通じて一貫して追い求めてきたものであった。だがまた人は当然にもいうだろう。マルクスの経済学、そしてそもそも唯物史観なるものは、かかる人間主義的立場や、理

注(1) 「たがいに無関心な個人の相互的かつ全面的な依存性が、彼らの社会的関連を形成する。この社会的関連は交換価値において現われている。……個人は一般的な生産物—交換価値を、すなわちこのそれ自身孤立化され、個体化されたもの、貨幣を生産しなければならない。……活動の社会的性格は、生産物の社会的形態、生産への個人の参与と同じく、ここでは個人に対立する無縁のもの、物的なものとして現われる。つまり、個人が相互に関係する行為 (das Verhalten) としてではなく、個人に依存することなく存在し、たがいに無関心な個人の衝突から生じる諸関係 (Verhältnisse) のもとへの個人の従属化として現われる。……その相互的な関連は、彼ら相互には無縁で、独立に、一個の事物として現われる。交換価値において、人間の社会的関係は事物の社会的な関係作用に転化し、人格的な力能は物的なそれに転化している。」K. Marx: Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie. (Rohentwurf) 1857—1858, Anhang. 1850—1859, Dietz Verlag, Berlin, 1953. S. 75. 訳：第一分冊、78頁。